

川口市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市資産へ広告を掲載することによる、新たな財源の確保及び地域産業の育成を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の施設

エ その他市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 部局 川口市の全ての組織（市長、公営企業、教育委員会、消防、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の各事務部局をいう。）

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を損なうおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念を与えるもの又は危害を加えるおそれがあるもの

(9) 肖像権又は著作権を侵害しているもの又はそのおそれがあるもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に規定する広告の範囲の細目その他必要な事項については、基準を別に定める。

(個別の基準)

第4条 所管部局は、その所管する広告媒体に広告掲載を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を別に定める。

- (1) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (2) 広告掲載料
- (3) 募集方法及び選定方法
- (4) 優先順位
- (5) 還付方法
- (6) 前号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(審査会)

第5条 新たに市の資産を広告媒体とすることの可否、市の施設へのネーミングライツ実施に関すること及び所管の部局において生じた広告掲載に関する疑義を審査するため、川口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は企画財政部長を、委員は広報課長、企画経営課長、財政課長、青少年対策室長、管財課長、産業労働政策課長及び都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

(会議)

第6条 委員長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(裁判管轄)

第8条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、川口市の所在地を管轄する裁判所に行うこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に締結された広告掲載に係る契約については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定（「産業労働政策課長」に改める部分に限る。）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。